

青森県報

第百十五号

令和二年
二月三日
(月曜日)

目次

告 示

- 保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……一
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正……………(河川砂防課) ……三
- 建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定……………(建築住宅課) ……四

公 告

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(保健衛生課) ……五
- 選挙管理委員会
- 青森県知事選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨……………(事務局) ……六

告 示

青森県告示第六十七号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、令和二年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

令和二年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在

保安林種

皆伐許容面積限度(ヘクタール)

岩木川上流	〃	〃	一〇・七〇
岩木川下流	〃	〃	二八三・一八
中村川(笹内川)	土砂流出防備保安林	〃	一五六・七二
新井田川	〃	〃	一五三・九九
馬淵川下流	〃	〃	九九七・五〇
奥入瀬川	〃	〃	六一八・八〇
七戸川	〃	〃	六三〇・〇三
上北地区	〃	〃	一四八・〇六
下北西部	〃	〃	九九九・一九
下北東部	〃	〃	一、二五八・三七
青森地区	〃	〃	八一五・二四
今別川(蟹田川)	〃	〃	一、〇二四・二八
浅瀬石川	〃	〃	六七二・三三
平川	〃	〃	五五三・五七
岩木川上流	〃	〃	一、一二〇・一五
岩木川下流	〃	〃	四九六・七八
中村川(笹内川)	水源かん養保安林	〃	一、三七八・四七

上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川(蟹田川)	浅瀬石川	平川
〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
六・一六	〇・三〇	〇・二〇	一五・六八	五・七八	一・六四	〇・八六	八一・七七	八五・九〇	〇・六二	一〇〇・五四	二四・三四	一四七・五四	一七四・四八	一九・〇六	一〇五・七二	四二・〇六

上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡中泊町	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鱒ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃
八・三六	三五・〇六	〇・五〇	四・一〇	一三・七八	〇・二六	〇・〇二	三・二六	一五・一四	一二八・八九	二・八四	三・八四	一・六〇	四・七〇	二四・八六	二一・三八	九・七二

三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	千害防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃
三・二四	一・五二	二・九六	〇・三六	四八・二八	〇・九八	三・六〇	三一・〇〇	一〇五・九八	一・七四	〇・〇八	二・四〇	〇・〇四	四・三〇	〇・四八	〇・九六	〇・六四

八戸市	〃	一・〇〇
三戸郡階上町	〃	二・二七
三戸郡三戸町	〃	九・三二
三戸郡南部町	〃	八・六二
津軽地区	保健保安林	一五九・一四
南部地区	〃	九三・六二

青森県告示第六十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第
 三条第一項の規定により、昭和四十九年二月二十三日青森県告示第百五号（急傾斜地
 崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公
 示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備
 部に備え置いて縦覧に供する。

令和二年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

第百五号を次のとおり改める。

百五 道地急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及
 び標柱一号と標柱十一号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号
 と標柱二号を結んだ線は町道石亀根渡線右側官民地境界とし、標柱六号と標柱七号
 と標柱八号を結んだ線は町道道地根渡線左側官民地境界とし、標柱九号と標柱十号
 を結んだ線は国道一〇四号右側官民地境界とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線と
 する。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	三戸郡田子町	石亀	道地	三の一
二	〃	〃	上ミ平	六
三	〃	〃	〃	一〇〇の一
四	〃	〃	〃	四八
五	〃	〃	館	一〇〇の九
六	〃	〃	〃	一
七	〃	〃	道地	二九の一
八	〃	〃	〃	〃
九	〃	〃	〃	四一の一
十	〃	〃	〃	九
十一	〃	〃	〃	〃

青森県告示第六十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第七条の三第一項第二号及び第六項の規定により、建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

令和二年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 中間検査を行う区域 青森県の区域（青森市、弘前市及び八戸市の区域を除く。）
- 二 中間検査を行う期間 令和二年四月一日から令和五年三月三十一日まで
- 三 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模 木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（法第十八条第二項の規定による通知に係る建築物、法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等である建築物及び法八十五条の規定の適用を受ける建築物を除く。）のうち、次の表の上欄に掲げる用途に供する建築物で当該下欄に掲げる規模のものとする。

用途	規模
1 劇場、映画館又は演芸場	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの（床面積が百平方メートル以下のものを除く。以下この表において同じ。）、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの又は主階が一階にないもの（その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下のものを除く。）
2 観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの
3 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設等（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十五条の三第一号に規定する児童福祉施設等をいう。）、ホテル又は旅館	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの
4 下宿、共同住宅（階数が三以上である共同住宅であつて、床及びはりに鉄筋を配置する工事があるものを除く。）、寄宿舎、一戸建ての住宅、長屋及び兼用住宅	地階を除く階数が二以上のものであつて、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以上のもの
5 学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボート場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの

6 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が十平方メートル以下のものを除く。）	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以上のもの
---------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------

四 指定する特定工程及び特定工程後の工程 次の表の上欄に掲げる建築物の構造の区分に応じ、同表の中欄及び下欄に掲げる工程とする。

建築物の構造	特定工程	特定工程後の工程
1 木造	軸組工事（枠組壁工法にあつては枠組工事、木質プレハブ工法にあつては組立工事）及び屋根工事	仕上げ工事（特定工程に係る部分の中間検査が困難となる場合は、下地工事）
2 組積造及び補強コンクリートブロック造	二階の床版（二階がない場合は、屋根版）の配筋工事	二階の床版（二階がない場合は、屋根版）のコンクリート打設工事
3 鉄骨造	二階の床版の取付工事（二階がない場合は、建方工事）	耐火被覆工事及び仕上げ工事（特定工程に係る部分の中間検査が困難となる場合は、下地工事）
4 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	二階の床版（二階がない場合は、屋根版）の配筋工事又は取付工事	二階の床版（二階がない場合は、屋根版）のコンクリート打設工事

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行し、同日以後に法第六条第一項及び第六条の二第一項の規定による確認の申請がされた建築物について適用する。

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
食肉衛生検査システムの賃貸借契約 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県健康福祉部保健衛生課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和元年七月二十五日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北
宮城県仙台市青葉区一番町一丁目九の一 仙台トラストタワー二十一階
- 六 契約金額
二百一十六千四百四十八円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号の規定により随意契約とした。
- 八 契約の相手方を決定した手続
要求する性能等を満たす物件を構築・保守できる者を参加者として企画提案競技を行い、最優秀提案者と選定した者の見積価格が予定価格を下回ったため、随意契

約により契約を締結したものである。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十二条第一項の規定により、令和元年六月二日執行の青森県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和二年二月三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 令和元年6月2日執行 青森県知事選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の上限額（法定選挙運動費用額）

31,972,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名 出納責任者 氏名	所属党派	無所属	期 間 令和元年 5月 1日から 令和元年 6月 12日まで 第1回分
佐原 若子 堀 幸光			

収入 主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	（寄附額） 円	支出 円
佐原若子さんを応援する会	政治団体	2,112,520	人件費 264,000 家屋費 270,000 選挙事務所費 270,000 集合会場費 0 通信費 4,169 交通費 3,180 印刷費 2,051,008 広告費 459,810 文具費 25,624 食糧費 83,044 宿泊費 191,800 雑費 654,285
谷崎 嘉治	無職	100,000	

その他の寄附	0件	0	
その他の収入		0	
今回計		2,212,520	4,006,920
前回計		0	0
総計		2,212,520	4,006,920

支出のうち公費負担 相当額	項目	金額
	選挙運動用通常業務の作成	
	ビラの作成	777,400円
	ポスターの作成	1,017,000円
	選挙事務所立札及び看板の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の作成	
	個人演説会の立札及び看板の作成	
	計	1,794,400円

報告書受理年月日	令和元年 6月 17日	第1回報告分
----------	-------------	--------

